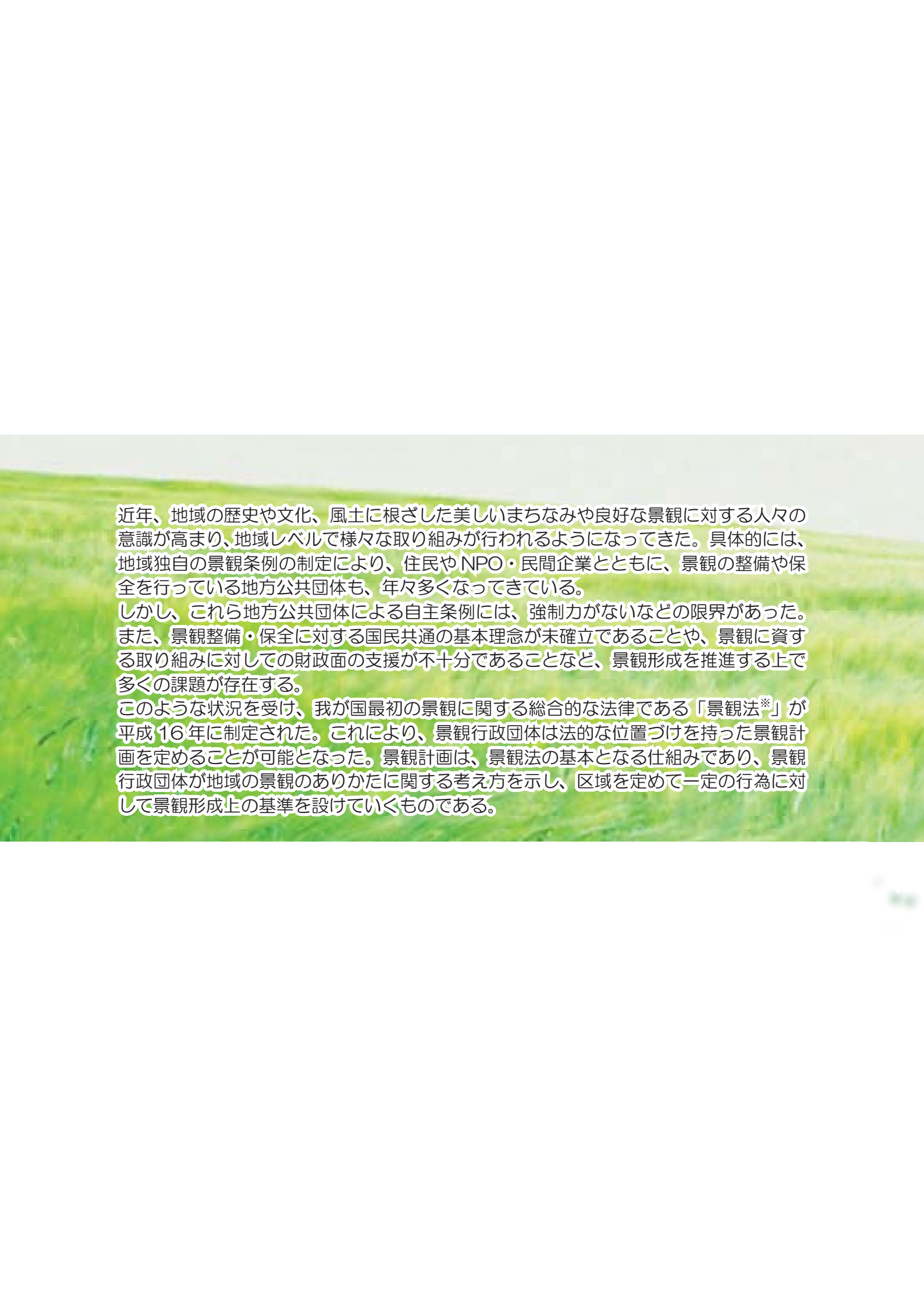




高知市景観計画 2009

高知市



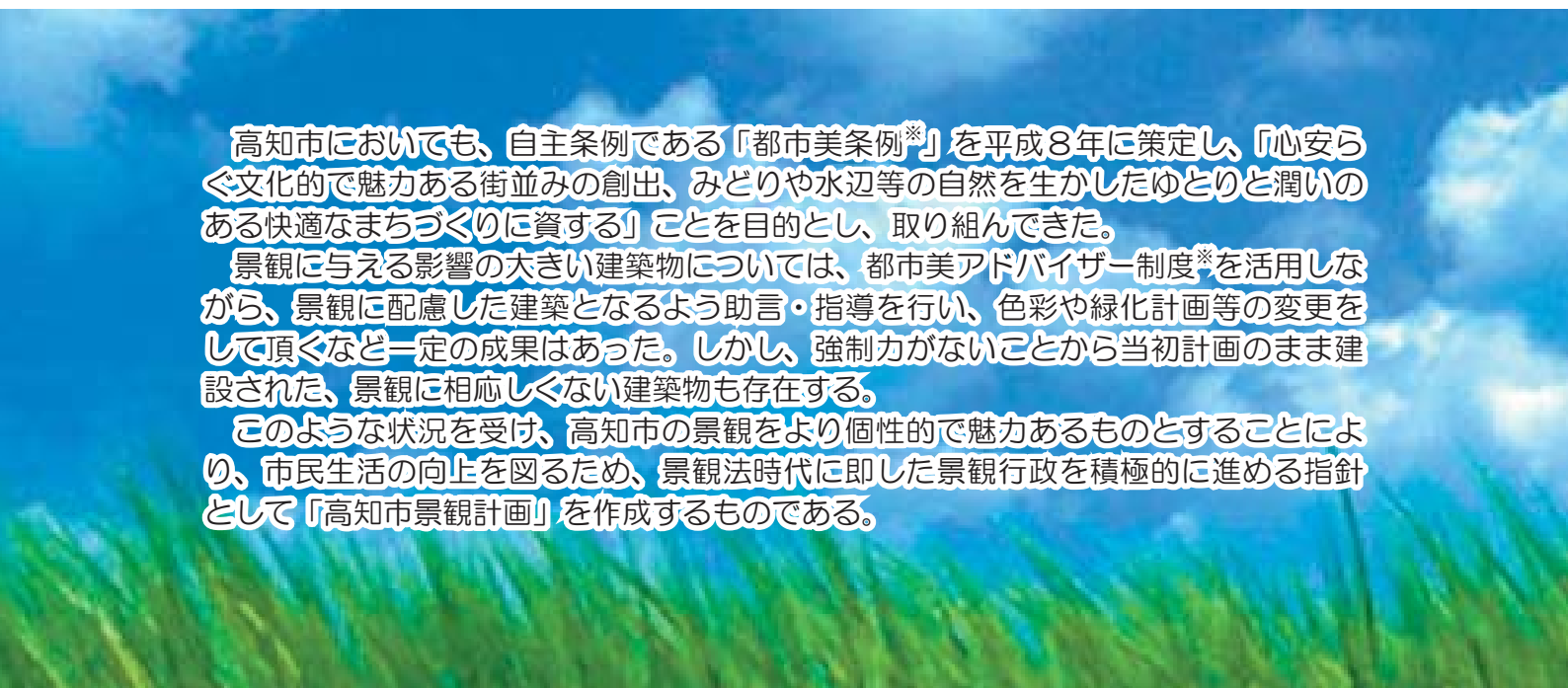
近年、地域の歴史や文化、風土に根ざした美しいまちなみや良好な景観に対する人々の意識が高まり、地域レベルで様々な取り組みが行われるようになってきた。具体的には、地域独自の景観条例の制定により、住民やNPO・民間企業とともに、景観の整備や保全を行っている地方公共団体も、年々多くなってきている。

しかし、これら地方公共団体による自主条例には、強制力がないなどの限界があった。また、景観整備・保全に対する国民共通の基本理念が未確立であることや、景観に資する取り組みに対しての財政面の支援が不十分であることなど、景観形成を推進する上で多くの課題が存在する。

このような状況を受け、我が国最初の景観に関する総合的な法律である「景観法[※]」が平成16年に制定された。これにより、景観行政団体は法的な位置づけを持った景観計画を定めることが可能となった。景観計画は、景観法の基本となる仕組みであり、景観行政団体が地域の景観のありかたに関する考え方を示し、区域を定めて一定の行為に対して景観形成上の基準を設けていくものである。

Japan



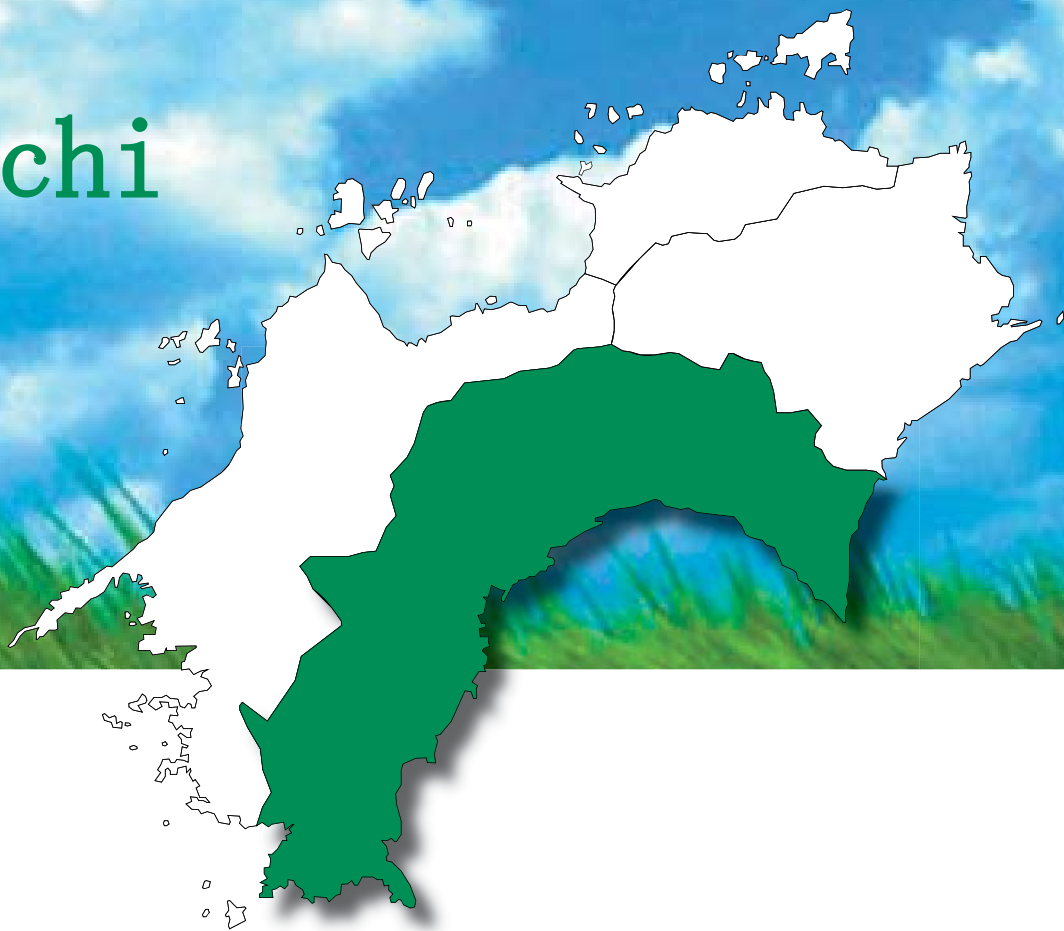


高知市においても、自主条例である「都市美条例[※]」を平成8年に策定し、「心安らぐ文化的で魅力ある街並みの創出、みどりや水辺等の自然を生かしたゆとりと潤いのある快適なまちづくりに資する」ことを目的とし、取り組んできた。

景観に与える影響の大きい建築物については、都市美アドバイザー制度[※]を活用しながら、景観に配慮した建築となるよう助言・指導を行い、色彩や緑化計画等の変更をして頂くなど一定の成果はあった。しかし、強制力がないことから当初計画のまま建設された、景観に相応しくない建築物も存在する。

このような状況を受け、高知市の景観をより个性的で魅力あるものとするにより、市民生活の向上を図るため、景観法時代に即した景観行政を積極的に進める指針として「高知市景観計画」を作成するものである。

Kochi





第1章 高知市景観計画の趣旨

1.1 景観形成の趣旨	12
1.2 景観計画の位置づけ	12
1.3 景観計画の構成	13

第2章 高知市の現状

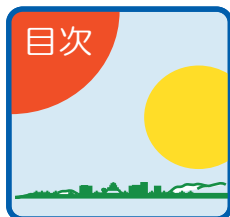
2.1 高知市の景観構造	16
2.2 地区別の現状	17
2.2.1 中央地区	18
2.2.2 潮江地区	20
2.2.3 長浜地区	22
2.2.4 鴨田地区	24
2.2.5 朝倉地区	26
2.2.6 旭地区	28
2.2.7 秦・初月地区	30
2.2.8 布師田・一宮地区	32
2.2.9 大津・介良地区	34
2.2.10 五台山・高須地区	36
2.2.11 三里地区	38
2.2.12 鏡地区	40
2.2.13 土佐山地区	42
2.2.14 春野地区	44

第3章 景観計画の区域

3.1 景観計画区域	48
3.2 ゾーニング	48

第4章 景観形成の目標と基本方針

4.1 景観形成の目標	52
4.2 景観形成の基本方針	53
4.2.1 高知市全体の基本方針	54
4.2.2 自然ゾーンの基本方針	56
4.2.3 低層住宅ゾーンの基本方針	60
4.2.4 周辺市街地ゾーンの基本方針	64
4.2.5 都心ゾーンの基本方針	68
4.2.6 港湾ゾーンの基本方針	72
4.2.7 道路軸の基本方針	76
4.2.8 河川軸の整備方針	80



第5章 景観形成の整備方針と整備基準

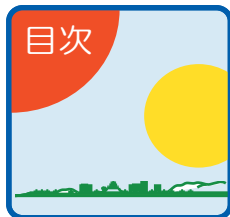
5.1 自然ゾーン	86
5.1.1 建築物	88
5.1.2 工作物	90
5.1.3 開発行為	92
5.2 低層住宅ゾーン	94
5.2.1 建築物	96
5.2.2 工作物	98
5.3 周辺市街地ゾーン	100
5.3.1 建築物	102
5.3.2 工作物	104
5.4 都心ゾーン	106
5.4.1 建築物	108
5.4.2 工作物	112
5.5 港湾ゾーン	114
5.5.1 建築物	116
5.5.2 工作物	118
5.6 道路軸	120
5.6.1 建築物・工作物	122
5.7 河川軸	124
5.2.1 建築物・工作物	126

第6章 景観形成重点地区

6.1 景観形成重点地区の目的	130
6.2 景観形成重点地区の選定条件	131
6.3 景観形成重点地区の整備計画	131
6.4 景観形成重点地区の指定について	132

第7章 景観重要建造物・景観重要樹木

7.1 景観重要建造物・景観重要樹木	136
7.2 景観重要建造物の指定方針・基準	137
7.3 景観重要樹木の指定方針・基準	138
7.4 景観重要建造物の指定の流れ	139



第8章 公共施設

8.1 公共施設に関する事項	142
8.1.1 道路に関する事項	143
8.1.2 河川に関する事項	143
8.1.3 公園に関する事項	143
8.1.4 橋梁に関する事項	143
8.1.5 公共建築物に関する事項	143
8.2 道路の整備方針	144
8.3 河川の整備方針	145
8.4 公園の整備方針	146
8.5 橋梁の整備方針	147
8.6 公共建築物の整備方針	148

第9章 景観計画推進に向けて

9.1 まちづくりの推進体制	152
9.1.1 市民・事業者・行政の 連携と協働による景観づくり	152
9.1.2 市民の役割	153
9.1.3 事業者の役割	153
9.1.4 行政の役割	153
9.2 景観計画の見直し	154
9.2.1 社会経済状況の変化に基づく見直し	154
9.2.2 関連施策の更新に伴う見直し	154

第10章 市民参加

10.1 市民参加	158
10.2 各種制度	158
10.3 景観計画アンケート	159

参考資料

用語解説

